

## 第88回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年7月5日（木）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）
欠席委員	なし
事務局	仲田会長、田村事務局長、大許事務局長補佐、宅和主幹、道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第13号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第14号 農地利用集積円滑化事業規定の一部変更について カ 第15号 下限面積（別段面積）の設定について 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、現地調査に引き続き、第88回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号7番の大太年廣委員と議席番号8番の本池操委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者はありません。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第10号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号11の奥谷について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号11の奥谷について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、借りて耕作してきた農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は108aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（松林委員）

今、事務局から説明がありましたとおりですが、ちょうど家が近所です、譲渡人から買ってほしいという要望がありまして、譲受人が買うというものです。要件につきましては何も問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。続きまして、番号12の大崎について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号12の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、叔母の農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は51aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

説明させていただきます。事務局の説明のとおりです。この案件は贈与です、譲受人と譲渡人の関係は、譲渡人が譲受人の叔母で、高齢で、後継人もございません。そこで、贈与ということで申請が出ております。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。続きまして、番号13の福万について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号13の福万について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は139aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

この件につきましては、譲受人が、自作地の隣接農地330㎡を売買により取得しようとするものです。譲受人からの希望により、売買するものです。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第11号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6 ページ、番号 4 の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16 番（高西委員）

現地調査の最後の現地でございますが、これは、こういう名前が出ていますが、前の〇〇〇の〇〇君の土地ですが、現地を見ていただきましたように、耕作がああいうところで耕作が難しいということで共同住宅を建ててやりたいということでございます。すべていろいろなことは問題ないので、ひとつよろしくをお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号 4 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7 ページの議案第 12 号をお願いいたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第 15 条第 2 項において準用する、第 3 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。8 ページ、番号 17 の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10 番（大縄委員）

17 番の議案、農免道路入り口付近ですが、申請者は議案のとおりです。申請地は、河崎にある田、畑で、面積は 602 m<sup>2</sup>です。申請者は、出産が近い妻と二人で、日吉津村のアパートで生活しておりますが、この度、実家の農業を継ぐために、実家の裏にあたる申請地に住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する 10 ha 未満の農地であり、第 2 種農地に該当すると思われまます。集落に接続して計画されているため、転用については、問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号 17 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号18の両三柳について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

10番（大縄委員）

マイクロバス乗ったままでしたが、この申請地のところは、前〇〇の〇〇さんのところの近くです。20年ぐらい前から、駐車場となっており、本人は、農地法の規制のことを良く知らず、大変反省しておられました。

申請者は議案のとおりで、申請地は、両三柳の田で、面積は388㎡です。申請者は、家族3名で、両三柳のアパートで生活しておりますが、両親の老後の面倒を見る必要もあるため、実家に隣接する申請地に住宅を建築しようと計画したものです。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、500m以内に2か所の医療施設があり、上水道・ガス管が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われれます。

転用については、問題ないと思われれますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号18について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

17番（高西委員）

ちょっと聞いてみるが、仮にこれで許可できんということでないが、まあ、ああいう具合に、地元委員が説明されたが、いつごろ、埋め立てられ、ああなったか分からんが、今まで、地元の委員さんは気づかれなかったかと思って。それで、仮にそういうことがあれば、ひとこと、こういうことだけんとあると思うが、いつごろやられたかと、誰も気づかなかったかなと、よう目につくところだが、ちょっとその辺どうであったか。

議長（松原委員）

地元委員さん、何か聞いておられますか。

10番（大縄委員）

とくに、私もちょっと離れておりますんで、あの、ある程度は思っていました、もうすでに、そのところは駐車場になっているという形で、素通りというか、そういうことで見ておりました。

17番（高西委員）

事務局はどのように聞いているのか。申請があったときに。

事務局（宅和主幹）

20年くらい前に、家を建てた時に、あわせて造成をしてしまったと聞いております。前の委員さんがその辺を認識しておられたかどうかは、確認しておりません。

17番（高西委員）

20年も前なら、非農地証明でもよいのではないか。

事務局（宅和主幹）

非農地証明のことも、申請者の代理の方に言いましたが、もう準備もきちんとしているので、転用申請でしたいということでした。

17番（高西委員）

まあ、そげな具合なら、しょうがないが。なんか、わりきれん、山の陰でちょっと目につかないところなら、山間部の方なら分かるが、街中のあげなところで、誰も言わなかったということならおかしいし、家を建てられたときということなら許可があったと思われるかもしれない。それなら、もう少し、きちんと事務局なにして、事前に説明せい。

2番（船岡委員）

相手が、そげな20年も30年も前にしたなら、指導は指導で、非農地証明をかける方とのルールはルールで守らんと、相手の言うことをまともに取って、農業委員会にかけるのだったら、なんら農業委員会はいらんとと思う。

17番（高西委員）

本当に、現状がどうであったか、実行組合に聞くとか、そういったことをしないとけん。

議長（松原委員）

ほかに、何かありますか。

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号19の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（安田委員）

今日、一番はじめにバスでバックして見てもらったところです。業者の方に分かるようにトラロープとかの、確かにトラロープを張り、よく分かるようにしてありました。立て札は、低かったので高く直してもらいました。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で、面積は356㎡です。申請者は、今年5月に結婚しましたが、現在、親と同居しております。この度、夫婦で独立して生活していこうと、実家に近い彦名町地内に、住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

上下水道引いてありまして、なんら問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号19について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

9 番（藤本委員）

ちょっと議案を遡るが、17番の譲渡人の住所が大久保町大久保町とありますが、ミスですか、こういう住所ですか。

事務局（宅和主幹）

これは、「おおくぼちょう、おおくぼまち」ということです。

議長（松原委員）

続きまして、9ページ、議案第13号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

10ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が16件ございます。

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号7-1から、14ページ、番号7-16までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、14筆 20,137㎡、畑に関するものが、16筆 15,024㎡、ございます。

番号7-1から番号7-4までは、再設定でございます。

番号7-5は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、123aとなっております。

番号7-6は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、25aとなっております。この申請につきましては、営農計画書が提出されております。

番号7-7は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、68aとなっております。

番号7-8は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、37aとなっております。

番号7-9は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、303aとなっております。

番号7-10から番号7-11までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。解除条件付の契約です。借り人の設定後の経営面積は、20aとなっております。

番号7-12は、鳥取西部農協が利用権設定により農地を借り入れるものです。経営面積は、234aとなっております。

番号7-13は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、128aとなっております。

番号7-14は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、73aとなっております。

番号7-15は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、141aとなっております。

番号7-16は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、102aとなっております。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、17ページ、議案第14号をお願いいたします。

農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、別紙農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の10第2項において準用する同法第11条の9第4項の規定により、決定を求めます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

変更の中身について説明します。

戸別所得補償経営安定推進事業、人・農地プラン、地域農業マスタープランといわれるものです。これは、現在、農林課が作成中です。この中で措置された農地利用集積協力金の交付要件を踏まえ、農地利用集積円滑化団体が、特定農作業委託を扱う旨を明示する必要があるため規定の変更を行うものです。

中身としては、3条中、「前号」を「前項第3号及び第4号」と字句を変更する。

第4条第1項中、地域担い手育成総合支援協議会の統合により地域農業再生協議会が設立されたため、協議会名の変更をする。

第6条中、戸別所得補償経営安定推進事業、人・農地プラン、地域農業マスタープラン、の中で農地の出し手に出される「農地集積協力金」が措置されている。この「農地集積協力金」は「出し手農家が6年以上の利用権設定又は特定農作業受託、基幹3作業と農作物の販売を併せて委託することですが、それを農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に白紙委任、委任期間10年以上し、白紙委任の対象となった農地すべてに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、集落において地域の中心となる経営体を含めた合意がなされていること」が交付の要件の一つとなっています。農作業委託については、特定農作業委託に限りとされており、農地利用集積円滑化団体が特定農作業受託を扱う旨を農地利用集積円滑化規定において明示しておく必要があるため、変更するものです。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

9番（藤本委員）

どこが、決定するわけ。

事務局（大許事務局長補佐）

規定を変更するときは、市町村の承認を受ける必要があり、市町村が承認するには、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならなくなっております。

17番（高西委員）

それはいいが、大山町と米子市以外の西部の町村はしていないが、よそはどうなっている。

事務局（大許事務局長補佐）

境港市は農業開発公社が、伯耆町も農業開発公社がしております。日吉津村は村でしていると思います。

17番（高西委員）

わしが言うのは、農協にするのは大山町と米子市だけだが、よその町村は、なぜ、農協に頼まなかったのか。その辺のことだ。

事務局（大許事務局長補佐）

農協は広域であり、行政とイコールの方が動きやすいからではないかと思われる。

17番（高西委員）

それを調べて。この間、土地改良区の40周年の事業の一つとして、市長と会合を持ったが、市長は選挙のたびに米子市の基幹産業は農業だ、農業だというのが、米子市の農業をどげな具合に持って行きたいと思っておられるか、聞いた。市長は何も言わなかった。農林課の八幡課長が自分が答えてどうかと、とっかけ、引っ掛けのようなことを言っていたが、時間もないし、これから先どういってもしょうがないと思って、分かったような、分からんようなことを言っているがといてやめたが。本当に、農協に頼まずに行政がするのがよいなら、米子市も弓浜をはじめ、遊休農地があるから考えなければならないし、農協がやった方が効果があるなら、また、農協を育てるということもあるから、他の市町村に対して委員が一つの機会をとらえて、言うことが大切だ。その辺のことはどうか。

事務局（田村局長）

県内の円滑化団体の活用方法を県の資料かなにかで見たことがありますので、確認させてください。境港市は農業開発公社が円滑化団体をやっている。米子市、大山町は公社を持っていませんので。

議長（松原委員）

事務局で、調べて、次に報告して下さい。

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして、20ページ、議案第15号をお願いいたします。

下限面積（別段面積）の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積、別段の面積、の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積、別段の面積、の設定について下記のとおり提案します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

平成24年5月25日の第13回農業委員会総会の中で農地移動の下限面積について説明させていただき、その中で、異義がありませんでしたので、農地部会で決定させていただくものです。

平成21年の農地法の改正により、下限面積の決定権者が県知事から農業委員会に移ったことにより、平成21年12月の農地部会において、現在使用している下限面積を決定したところです。従来、5年ごとに調査される、農林業センサスの数値により、下限面積を検討しておりましたが、「農業委員会の適正な事務実施」という通知が、平成22年12月22日付けで、一部改正されたため、農業委員会は毎年下限面積の設定又は修正の必要性について審議することが必要になったため、審議していただくものです。提案内容ですが、（1）農地法施行規則第20条第1項の適用について、方針は現行の下限面積の変更は行わない。理由は、2010年農林業センサスにおいて、管内の農家で現行の下限面積未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を著しく上回るものではないため。

（2）農地法施行規則第20条第2項の適用について、方針は現行の下限面積の変更は行わない。

理由は管内の農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、現行の下限面積を引き下げることが、新規就農を促進するために適当と認められないため。

審議、よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

17番（高西委員）

今、5反か、現行の下限面積は何ぼというか、一度きちんと説明せい。

事務局（大許事務局長補佐）

現行の下限面積の表をコピーしてきますので、少しまってください。

議長（松原委員）

ちょっと、時間を置いて、先に進みますので、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

それでは、続いて報告事項に移ります。

22ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号3から番号4の2件を受理しております。

23ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号7から番号13までの7件を受理しております。

続きまして、25ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号3の1件を受理しています。

続きまして、26ページ、（4）非農地現況証明について、番号8の1件を証明しています。

続きまして、27ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、27ページから30ページのとおり4件、鳥取地方法務局米子支局等に回答しております。

続きまして、31ページ、（6）農地転用現況確認書交付について、番号17から番号31の15件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。先月、当委員会でご審議いただきました、5条の2件、西原の宅地拡張、小波の共同住

宅、2件は諮問どおり許可になりました。そして、今月の23日に鳥取県農業委員会系統組織の委員と平井知事を囲んでの、農地行政懇談会が計画されております。内容については未定でございます。そういう話がありました。以上です。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

先ほどの、高西委員からの質問について、事務局より説明して下さい。

事務局（大許事務局長補佐）

資料をご覧ください。米子市は3つに区分されておまして、50aの地区が五千石、尚徳、大高、県、彦名新田、成実、巖、春日、淀江、40aの地区が富益、夜見、彦名、崎津、30aが旧米子、住吉、車尾、加茂、福生、福米、和田、大篠津、永江、流通町です。

議長（松原委員）

よろしいでしょうか。異義がないようですので、決定といたします。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。なければ、事務連絡をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

（簡単に事務連絡をする）

議長（松原委員）

ほかに、何かございませんか。ないようですので、これを持ちまして、第88回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時35分